

# 創業・IT等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 省エネ法に基づく主務大臣への報告と、地方自治体の地球温暖化対策条例等に基づく首長への報告の一元化	..... 1
2 - 電気事業法等エネルギー三法における引用規格に関する運用の見直し	..... 1
3 - バイオマス発電の普及に向けた再生利用認定制度の対象範囲拡充	..... 2
4 - 石炭灰の輸出に関する審査基準の緩和	..... 2
5 - 火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化	..... 3
6 - 火力発電所をリプレースする場合の配慮書手続の簡素化	..... 3
7 - 地下水の熱利用に向けた揚水規制の改善	..... 4
8 - 民有林における開発許可基準の見直し	..... 4
9 - 貸金業法総量規制	..... 5
10 - GPS航法による運航について	..... 5
11 - 航空機機番追加に関しての手続きの簡略化	..... 6
12 - AUTO ELTの試験電波発射に関する規制見直し	..... 6
13 - 電波法によるTABチェックの見直し	..... 7
14 - 空港内車両免許の手続き見直し	..... 7
15 - 空港内車両への出張給油の範囲拡大	..... 8
16 - 民間航空機および装備品の整備分野に適用される法律の航空法への一本化	..... 8
17 - 機内における電子機器の取り扱いの見直しについて	..... 9

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	主提案	官所管
1	3月13日	4月10日	省エネ法に基づく主務大臣への報告と、地方自治体の地球温暖化対策条例等に基づく首長への報告の一元化	【先の回答に対する再提案】 「規制・制度改革に係る方針」(2011年4月8日 閣議決定)に基づき、事業者負担の軽減に向け、引き続き、自治体への働きかけを行うべきである。	(一社)日本経済団体連合会	環境省 経済産業省
2	3月13日	4月10日	電気事業法等エネルギー三法における引用規格に関する運用の見直し	【先の回答に対する再提出】 ご回答を踏まえ、具体的な事例を以下に提示する。 日本石油学会規格JPI-7S-65-2011「フランジ及びバルブのP-Tレーティング」は最新の米国ASME(機械学会規格)に従い基準が緩和されて、設計圧力、温度が同じ配管でも従来より低いレーティングのものが使用できるようになっている(例:同じ条件でクラス1500→クラス600になるなど)。 しかしながら、機器フランジのP-Tレーティングについて、エネルギー三法の法令において満たすべき技術的内容とされている「高圧ガス保安法特定設備検査規則の例示基準の質疑応答集(H24)」では、JPI-7S-15-1999に従うよう明示されており、ASMEの最新版と同じJPI-7S-65-2011はいまだに反映されていない。 また、配管のP-Tレーティングについて、エネルギー三法の法令において満たすべき技術的内容とされている高圧ガス保安協会の「KHK S0801(2004) 高圧ガスの配管に関する基準」でも、7S-15-1999に従うよう明示されており、ASMEの最新版と同じJPI-7S-65-2011が反映されていない。 これらについて例示基準に反映するとともに、運用について指導を徹底してもらいたい。	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	主提案	官所管
3	3月13日	4月10日	バイオマス発電の普及に向けた再生利用認定制度の対象範囲拡充	<p>【先の回答に対する再提出】</p> <p>「この優先順位に沿った処理が確保できなくなるおそれ」とあるが、全ての熱回収を再生利用認定制度の対象とするのではなく、経済的でありかつ環境への負荷も少ない場合に限れば、問題ないのではないかと考えられる。</p> <p>また、「熱回収に伴う有害物質対策は、日常的・地域的監視が必要」とあるが、例えば、バイオマス発電であれば、電気事業法や大気汚染防止法の対象となるため、有害物質対策は十分行われると考えられる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省
4	3月13日	4月10日	石炭灰の輸出に関する審査基準の緩和	<p>【先の回答に対する再提出】</p> <p>石炭灰について、輸出できず結果的に最終処分につながってしまうよりも、輸出先において再生利用されることが確実で、かつ相手国における環境法令を遵守する場合は、我が国の処理基準に準じた審査をすることは国際的な資源節約や3Rの推進という観点から合理的ではないため、輸出を認める方が良いのではないかと考えられる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	主提案	官所庁管
5	3月13日	4月10日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化	<p>【先の回答に対する再提出】</p> <p>政府回答は「既存の敷地内に希少動植物が生息」する場合は懸念しているが、火力発電所リプレースは既存の敷地内での事業であることから、事業者が敷地内の希少動植物について情報を保有している可能性は高く、また、必要に応じて容易に敷地内での調査を実施できるため、希少動植物に著しい影響を与えるおそれはないと考えられる。</p> <p>また、「騒音等の工事に係る影響に関して適切な配慮」については、火力発電所リプレースは既に事業を実施している敷地内での工事であり、従来からの環境保全措置（低騒音型の建設機械の使用等）にて対応が可能であるため、著しい環境影響が発生するおそれはないと考えられる。</p> <p>加えて、長年にわたる既設発電所の運転を通じて地域とのコミュニケーションは普段から十分に図られており、火力発電所リプレースに際しても、このチャンネルを通じてのスムーズなコミュニケーションを図ることができる。</p> <p>以上のことから、環境負荷が低減され、土地改変も限定的な火力発電所リプレースについては、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれ」がないため、環境影響評価手続の対象外にすべきである。しかし、仮に全ての環境影響評価手続を対象外にできないとしても、配慮書・方法書手続については対象外とし、地域住民や関係自治体等からの意見については準備書手続等により反映するような、手続の大幅な合理化を行い、環境影響評価手続を迅速化すべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省
6	3月13日	4月10日	火力発電所をリプレースする場合の配慮書手続の簡素化	<p>【先の回答に対する再提出】</p> <p>「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドラインについて」(平成25年3月改訂環境省)のP.6～10では、配慮書作成にあたっての留意点が整理されており、すでに合理的な配慮書作成に活用しているところ。しかし、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議中間報告」(平成24年11月27日環境省・経済産業省)P.4において「配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る」とされているものの、火力発電所リプレースの特性を踏まえた配慮書手続について具体的な審査の迅速化策が示されていない。そこで、この迅速化に関する具体的な方策を明確にすべきである。</p> <p>配慮書段階での住民意見聴取等の手続については、努力義務であり現行法上も省略し、国への配慮書送付のみとすることが可能であるが、国が省略の考え方について整理し明文化することで、関係者にとって、よりわかりやすい制度となる。その結果、アセス手続期間のさらなる短縮が可能となり、環境負荷の低減に資する火力発電所リプレースの速やかな実施につながる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	主提案	官所管
7	3月13日	4月10日	地下水の熱利用に向けた揚水規制の改善	<p>【先の回答に対する再提出】  「規制緩和により指定地域内において地下水の採取量が増加すると地盤が沈下し災害が生ずるおそれ」とあるが、地盤沈下に関する予測技術(地盤の弾性係数の利用など)の活用により、地下水の熱利用実施可能な地域や地層を選定するとともに、適切な仕組み(地盤沈下に関するリスクアセスメント手法、地下水等のモニタリング・運用管理方法、行政への定期報告の実施)を構築すれば、地盤沈下による災害の発生を防止できるのではないかと。既にオランダ等の海外では、地下水の熱利用に関する法制化が進み、数多くの実績がある。</p> <p>そこで、我が国においても、大幅な省エネルギー・電力負荷平準化が期待できる地下水の熱利用を推進するため、地盤沈下に関する予測技術の活用により、実施可能な地域や地層において技術上の基準を改善するとともに、リスクアセスメント等の適切な仕組みを構築するよう、早急に検討を行うべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	環境省 経済産業省
8	3月7日	4月10日	民有林における開発許可基準の見直し	<p>1ヘクタールを超える林地を太陽光発電用地にすべく「林地開発許可制度」について素朴な疑問と憤りを持っております。平成23年1月26付「規制・制度改革に関する分科会(第6回)議事録の参考資料1「グリーンイノベーション分野における規制・制度改革検討シート」中「グリーンイノベーションWG(1)」の問題意識は、まさに私の憤りそのものです。私は許可は必要と考えますが、許可条件の「災害防止」「水害の防止」「水の確保」及び「環境保全」に関する太陽光発電工作物にふさわしい判断基準が不明確であることに問題である、と指摘したいのです。</p> <p>2月上旬、2ヘクタールの「林地開発許可申請」調整のため担当部署と面談しましたが、昨年12月と同様、昭和50年頃の森林乱開発の教訓として作成された「林地開発許可申請の手引き」を提示され、太陽光発電事業は「工場」とか「事業場」が適用されるとのことで「残地森林」「調整池」の必要性についても言及しなければなりません。50年から30年に一度の大雨を前提にした判断基準だそうですが、全く合理性がなく単に「現状維持」の閉鎖的発想です。</p> <p>「関係者」には全く周知されていません。国策とも言える太陽光発電事業は現地での雇用を増やし、しかも固定資産税の形で市税の増収に直結します。早急に発電稼動に移行するためには、迅速な「開発許可」処理がますます要求されています。</p>	個人	農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	主提案	官所管
9	3月12日	4月10日	貸金業法総量規制	貸金業法改正により、年収の1/3以上の借入れが出来なくなりました。 この総量規制の根拠が全く理解出来ない事、年間支払い額を年収の1/3なら理解は出来る。 総量規制は見直しするべきです。	個人	金融庁
10	3月19日	4月10日	GPS航法による運航について	【具体的内容】 全地球測位システムの精度向上が進む中、GPS(Global Positioning System)を主たる航法機器として確立させ、本邦航空会社においてもGPSを主たる航法機器として認めていただきたい。 【提案理由】 本邦では在来の航法計器(VOR)をメインとしており、GPSは補助的な航法援助施設という位置づけを出ないため、諸外国においてGPS単独で運航することを前提に作られた航法を利用することが出来ない現状がある。特に東南アジアは無線施設が貧弱であり、本制度の見直しによる効果が大きい。	航空連合	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	主提案	官所管
11	3月19日	4月10日	航空機機番追加に関する手続きの簡略化	<p>【具体的内容】 航空機機番追加に関する手続きの簡略化、またはWeb化する等の対応をお願いしたい。</p> <p>具体的項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ETOPS届出(国際線使用機のみ)</li> <li>2. CPDLC届出(国際線使用機のみ)</li> <li>3. EFB届出</li> <li>4. CAT申請</li> <li>5. RVSM申請</li> <li>6. RNAV申請</li> <li>7. RNAV航法仕様Mode Sアドレス登録</li> <li>8. SELCAL登録(受領前)</li> <li>9. MTSAT登録(受領後社内体制が整った後)</li> </ol> <p>【提案理由】 現在、新造機の導入で上記の機番追加に関する申請・届出・登録を行っているが、ほぼ同一の仕様で導入しているにもかかわらず、毎回同様の申請を行っており、効率化を図りたい。</p>	航空連合	国土交通省
12	3月19日	4月10日	AUTO ELTの試験電波発射に関する規制見直し	<p>【具体的内容】 航空機に取り付けが義務化されているAUTO ELT(Automatic Emergency Locator Transmitter)の試験電波発射に関する許可を現行の60分おきから、15分又は30分間隔に見直しをお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 現状、AUTO ELT交換後や定例作業において試験電波を発射する際、申請用紙を提出し許可を得た上で毎時00分～05分の間で作動試験を行うことができる。しかし、航空機が落雷を受けた時などの緊急対応における作動試験において、60分間隔での対応では、駐機時間が短い国内線では出発の遅延につながる可能性がある。そのため、現行の間隔を短縮し、定時性の維持による利用者利便の向上や、事業者の効率性向上につなげたい。</p>	航空連合	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	主提案	官所管
13	3月19日	4月10日	電波法によるTABチェックの見直し	<p>【具体的内容】 電波法に基づき、航空機整備として定期的に行っている無線設備の検査(TABチェック)について、点検間隔の延長や廃止の検討をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 検査においては、実際に航空機を運航させ検査員が電波状況や通話品質の確認を行っており、要員、事務的な負荷が大きい。日常のオペレーションの中で、運航乗務員が都度確認を行い、装備に不具合があった場合にはすぐに対応できる体制が整えられており、安全性を確保しつつも点検期間の延長や廃止によって、効率化を図りたい。</p>	航空連合	総務省
14	3月19日	4月10日	空港内車両免許の手続き見直し	<p>【具体的内容】 現在、空港内車両免許については、各空港ごとに講習、試験を受ける制度となっているが、空港ごとの特性を除き、空港内の車両運転に関する知識・技能は共通性があることから、効率的に免許取得が可能な制度、体制に見直しをお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 緊急時における他空港からの業務応援スタッフに対して、当該空港で定められた講習・試験日のみの対応ではなく、随時、講習、試験が受けられる体制に見直しをお願いしたい。また、申請方法や講習についても全国共通化できる箇所は見直し、簡略化を検討いただきたい。</p>	航空連合	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	主提案	官所管
15	3月19日	4月10日	空港内車両への出張給油の範囲拡大	<p>【具体的内容】            現行、非自走車両に認められている出張給油の範囲を拡大することを要望する。</p> <p>【提案理由】            空港内の特殊車両においては、主に走行することを目的としていないものが多く、通行帯の混雑緩和および車両事故防止などの安全性の観点から、それらの車両を対象に出張給油を可能とする環境整備をお願いしたい。</p>	航空連合	総務省
16	3月19日	4月10日	民間航空機および装備品の整備分野に適用される法律の航空法への一本化	<p>【具体的内容】            民間航空機および装備品の整備分野に適用される法律については、現状、国土交通省管轄の航空法だけでなく、受託整備においては経済産業省管轄の航空機製造事業法の摘要も受ける必要があるため、航空法への一本化をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】            2つの法律があるため、修理方法や設備をはじめとする各種の認可項目に重複が多く、二重の認可を受けざるを得ない状況が発生している。航空法の認定事業場においては航空機製造事業法を適用外とするなど、航空機修理事業者の負担軽減に向けた抜本的な見直しの検討をお願いしたい。</p>	航空連合	経済産業省 国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	主提案	官所管
17	3月19日	4月10日	機内における電子機器の取り扱いの見直しについて	<p>【具体的内容】 安全性が確認できれば、現在機内での使用が規制されている時間帯において、利便性向上の観点から、電子機器の利用ができるよう見直しをお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 欧米では電子機器の使用に関する規制が緩和される方向にあることや、本邦社においても運航乗務員、客室乗務員に対して携帯電子機器の活用が進められている。諸外国との差を生じさせないよう、安全の担保を前提に、利用者の利便性向上の観点から規制緩和の検討をお願いしたい。</p>	航空連合	国土交通省